

東南アジア知財ネットワーク 2020 年度総会
議事概要

2021 年 3 月 23 日

東南アジア知財ネットワーク事務局

(1) 開会挨拶

- ・事務局 (JETROバンコク事務所) より開会挨拶

(2) 出席者自己紹介

(3) 2020 年度の活動報告及び 2021 年度の活動予定 (事務局より) (5 分)

- ・2020 年度は計 114 件のニュースを配信。年度初めは、新型コロナウイルスの影響による窓口業務閉鎖や出願手続きの猶予、料金減免等の各国知財庁の業務状況についてのニュースが目立つ。コロナの副産物として ASEAN 各庁におけるオンライン手続きが促進された印象。
- ・ASEAN 各国の法改正の情報も配信。インドネシアのオムニバス法の施行に関するニュースのほか、タイ特許法改正案、ベトナム知財法改正案に係るパブコメ募集のニュースを配信。パブコメ募集に対しては、SEAIPJ タイ WG 及びベトナム WG で検討の上、意見を提出。
- ・コロナ禍で EC サイトの需要が増加。2021 年 1 月にタイ政府、EC プラットフォーマー (SHOPEE, LAZADA, JD Central)、及び権利者がオンライン上の模倣品対策に係る MOU を締結。同年 3 月にフィリピンでも、政府は署名者ではないものの、現地 ISP と権利者で同様の MOU を締結。
- ・2021 年 2 月にミャンマーでの国軍による権力掌握のニュースを配信。同年 4 月に知財庁オープン予定だったが、白紙に戻りつつある。
- ・その他、コロナ禍での新たな情報発信の取組として、JETRO シンガポール事務所とバンコク事務所の共催により ASEAN 知財ウェビナーシリーズを実施。ASEAN の各知財テーマに基づき、2020 年 6 月より月 1~2 回の頻度で計 13 回ウェビナーを開催。今後も継続したい。

(JICA 高岡専門家よりミャンマーの現状について補足説明)

- ・ミャンマーの状況は日々悪化している。2021 年 4 月の知財庁オープンにはほぼ白紙となったが、現軍政が知財政策について中止を求めている状況にはなく、軍政下でも知財政策は粛々と進められると考える。ただし、公務員が職場放棄やデモを行っている状況であり、知財局では約 50 人の職員中、約 4 割がデモ参加又は休職の状況。ソフトオープン下における既存商標に基づく出願受付は、現況下においても滞りなく行われている。旧慣習に基づく登記については、ヤンゴンの登記所は閉まっているが、地方の登記所は開いているとの情報あり。ただし、デモが活性化している現況下で、ヤンゴン郊外への移動について現地代理人は消極的かもしれない。

(4) 2020 年度の活動報告及び 2021 年度の活動予定 (各 WG より)

① タイ WG

- ・DIP主催の IP Fair2020 (9月) に参加した旨、DIPとの官民知財対話 (8月) ではDIPとISPとのMOU締結の成果としてJIPA, SEAIPJ, SHOPEEとの意見交換が2021年3月に叶った旨、実務に係る意見交換の場として特許・商標・意匠審査官との意見交換 (9月、10月、3月) を新たに実施した旨、SEAIPJミャンマー支援の節目としてミャンマーエンフォースメントセミナー (1月) を開催した旨、タイ特許法改正案のパブコメ対応を行った旨報告。
- ・次年度もコロナの状況を注視しつつ既存の取組をベースに活動していきたい点報告。

② インドネシアWG

- ・シンガポール在の知財担当者を拠点として今年は計3回WGを開催。また、JETROの協力の下、インドネシアDGIP に対しての意見要望も少しずつだが進めている。
- ・WGではインドネシアのオムニバス法を含む知財情報やコロナ禍に係る知財状況をタイムリーに共有。また、JICA 高岡専門家をお招きし、ミャンマー知財に係る情報交換も実施。その他、タイ、フィリピンで締結されたオンラインの模倣品対策に係るMOUの情報も共有。

(JETROシンガポール事務所の新留知財部長よりシンガポール、フィリピン、インドネシアの知財現況について補足説明)

- ・コロナ禍でシンガポールでもオンライン取引詐欺が増加。
- ・フィリピンはオンライン模倣品対策に係る法改正中。また、オンラインプラットフォームと権利者の間で前述のMOUが締結された。いくつかKPI (指標) が設けられており、MOUの成果を今後注視したい。
- ・インドネシアについて、現特許法では、特許を取得後、3年以内に当該特許をインドネシア国内で実施する必要

があったが、それを猶予できる制度が存在。しかし、2020年11月2日、インドネシアの雇用創出オムニバス法で、製造に加え、輸入、ライセンスも特許の実施態様に入った。また、2021年2月3日に法務人権大臣規則2021年14号が公布され、特許実施猶予制度が廃止された。

③ ベトナムWG

・本年度は、コロナの影響もあり計2回（6月、2月）の開催にとどまった。2月のWGでは、2020年末になされた知財法改正案に係るパブコメに対する意見出しの内容について検討・議論した。IP Vietnamからの情報では、今後のスケジュールとして、2021年4月に改正法案が政府に提出され、その後国会で審議され、2022年7月に施行予定とのこと。改正概要としては、特許は、外国出願（秘密特許）について規定されたほか、遺伝資源の保護規定が追加。意匠パートは部分意匠の保護や公開遅延規定が追加。商標パートは音商標等の保護の追加、識別性判断の基準時点の明確化の他、無効理由に悪意の商標が加わった。また、行政罰の対象について、現行法では知財権全般が対象に含まれていたが、特許、意匠が除外された。これら点について検討を行いベトナムWGよりパブコメを提出した。

・VIPRIとのWSを2020年2月に開催したが、当初予定していたベトナム在の地元企業等を対象とした商標のワークショップが開催できなかつたので、次年度は、コロナの状況をみて当該ワークショップ開催を検討したい。また、IP Vietnamとの意見交換もオンライン形式を含めて実施していきたい。

（5）全体を通じての質疑応答、意見交換

・事務局より、今後のSEAIPJの取組方針について、テーマに応じて各WGの垣根を超えた情報共有及び取組を提案したところ、出席者より、模倣品侵害対策、エンフォースメントについては、横断的な議論・会合があると有用である旨や、ミャンマーの現況については、皆関心が高い旨のコメントがあり、概ね賛同を得た。今後、具体的な取組方法は、事務局を通じて検討・試行していく。

・JETROシンガポール事務所より、インドネシアWGのメンバーは、シンガポールに拠点を置いているが、もはや関心がインドネシアに留まらないため、WGの名称を例えばシンガポールWGに変更したいとの意向が示された。

（6）事務連絡

- ・事務局より、本総会の結果概要を作成次第、出席者に共有する旨連絡。
- ・次年度も年に一度、2022年3月に総会を開催する形にして、時期は各WGの幹事に相談して決定する旨連絡。

（以上）